

仙北地域振興局福祉環境部自動ドア保守点検業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名 仙北地域振興局福祉環境部自動ドア保守点検業務
2. 業務場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局福祉環境部
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という。）による。

II. 契約種別 POG契約とする。

III. 業務範囲

1. 業務対象設備仕様

(1) 仕様

- ・製造者 ナブコシステム株式会社製 DS-60 2台
扶桑電気工業株式会社製 DC-6 1台
- ・ドア種別 片引き 3台
- ・付加装置等 ア 起動センサー
イ 補助センサー
ウ 制御器
エ 電源スイッチ

(2) 設置場所

仙北地域振興局福祉環境部庁舎 1階（別紙「配置図」のとおり）

2. 点検回数 年2回定期的に点検を行うものである。
不定期の故障について、速やかに対応すること。

3. 点検周期 6か月点検 9月
1年点検 3月

4. 点検内容 「共通仕様書」による

5. 業務実施時間

- (1) 業務の実施時間は、発注者の就業時間内（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く平日の8:30～17:15）に行うものとする。但し、受注者の都合により発注者の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 発注者が特別な理由により、発注者の就業時間外に業務を行うことを指定する場合には、発注者と受注者が協議の上、実施を決定する。

6. 業務の範囲外事項

次の場合の修理及び発注者の要請による仕様変更・移設などについては、委託業務に含まないものとする。

- ア 天災、不可抗力、不測の事態などにより装置に異常・損傷が発生した場合。
- イ 装置及び付属機器以外の原因により、装置に異常・損傷が発生した場合。
- ウ 使用者の装置取り扱いの不備・不注意により、装置に異常・損傷が発生した場合。

IV. 提出書類

1. 業務着手届		契約締結後速やかに
2. 業務計画書		契約締結後速やかに
3. 作業工程表、業務責任者及び業務担当者一覧表		契約締結後速やかに
4. 点検報告書		作業実施後
5. 業務完了届	6か月点検後	令和8年10月 7日まで
	委託業務完了後	令和9年 3月31日まで

V. その他

【消耗品】

1. 消耗品以外の部品については発注者が負担する。ただし、保守上の不備等受注者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担するものとする。
2. 修理品は、製造者純正品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。

【故障等の措置】

故障等の緊急事態に備え、適切な処置が行えるような体制を確保すること。

【点検技術者】

本委託にかかる点検作業は、安全確保のため有資格者が行うこと。

【協議】

この仕様書に定めのない事項又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

履行期間において、自動ドアの故障又は不具合が発生し、発注者から点検の要請があった場合には、受注者は迅速に原因の究明を行うほか、必要に応じて調整・部品交換等を行うこと。